

見附市地域福祉計画（案）に寄せられた意見と市の考え方

令和7年1月23日から2月21日までの間、「見附市地域福祉計画(案)」のパブリックコメントを行い、3人10件のご意見が寄せられました。意見の内容と市の考え方を、以下の通りお知らせします。

ご意見をいただきまして大変ありがとうございました。

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>所管及び掲載位置について</p> <p>(1)P5 第6号事業の所管は、見附市か社会福祉協議会か。</p> <p>(2)P46 第6号事業の記載がない。</p> <p>(3)P5の表が、P47支援フロー図と並ぶと分かりやすくなるように思われる。</p>	<p>(1)所管は見附市で社会福祉協議会に委託します。</p> <p>(2)ご意見を受け、P46に合わせP5掲載の表の第6号事業の記載を修正しました。第6号（支援プランの作成）は第5号（多機関協働事業）において実施するため、第5号欄に第6号を一体的に実施すると記載、修正しました。</p> <p>(3)P5の表はP4の全体像の説明として掲載しています。関係がわかるようにP4の図に第〇号と追記しました。</p>
2	<p>アンケートの実施時期等について</p> <p>(1)P19 凡例の「コロナ前」、「調査時」とは、何年のことか。</p> <p>(2)P20～22</p> <p>①いつの調査か。</p> <p>②前回の調査結果があれば、推移についてのコメント等の記載は出来ないでか。(次回への要望として)</p> <p>(3)P20、P22 相談先を知らない市民に対して、どのように相談先を知らせていくのか。</p>	<p>P19～22のこころの健康に関するアンケート調査は、令和4年9月に実施したまちづくり市民アンケートからの抜粋です。</p> <p>(1)「コロナ前」は「新型コロナウイルス感染症が国内で初めて観測された令和2年1月以前」、「調査時」は「令和4年9月」です。</p> <p>(2)①令和4年9月の「まちづくり市民アンケート」から抜粋しています。</p> <p>②令和4年に初めて「こころの健康に関する項目」を追加したため、前回の調査結果はありません。</p> <p>(3)毎月広報みつけには相談先一覧を掲載しているほか、ホームページやLINEなどの広報媒体の活用や公共施設に相談先のリーフレットを置くなど周知を行っています。引き続き、様々な方法で情報を届ける取組を推進していきます。</p>

3	<p><u>表現について</u></p> <p>P28 下から5行目 情報発信のあり方を「検討」ではなく、もう少し踏み込んだ表現にならないか。</p>	<p>P28 は分析したデータやアンケート結果から「課題」と捉えるものを表記しており「検討」としました。P29 以降に具体的な目標や取り組みを示しておりますので、案のとおりとします。</p>
4	<p><u>基本施策名称等の字句の統一等</u></p> <p>(1)P32 施策の体系図内の基本施策と P33～P55 の施策名の字句が統一されていない。</p> <p>(2)P32 施策の体系図内2-(6)はP46に合わせて「(6)複雑な地域課題への対応「重層的支援体制整備事業実施計画」と追記した方がよいのではないか。</p> <p>(3)P32 施策の体系図の基本施策の右脇に掲載ページを表示してもらおうとわかりやすい。</p>	<p>(1)ご指摘を受け、施策名の字句を統一しました。</p> <p>(2)P32 は基本施策を明記しており、そのための取組として各々の計画を位置付けております。2-(2)(4)も同じ考え方であり、計画名の追記はしないこととします。</p> <p>(3)ご意見を受け、掲載ページを追記しました。</p>
5	<p><u>表示と字句</u></p> <p>(1)P47 5つある黒丸表示は、48 頁から 50 頁の丸数字の表記同じになると、分かりやすい。</p> <p>(2)フロー図中に、「複雑でない」の記載があるが「複雑でない」ならば、「単純・簡単である」になり、別の表現はできないか。</p>	<p>(1)ご意見を受け、丸数字に修正しました。</p> <p>(2)ご意見を受け、「複合的でない」に修正しました。</p>
6	<p><u>いじめ・不登校等を相談する窓口について</u></p> <p>P48 いじめ・不登校、ヤングケアラー等の相談窓口を、包括的相談支援事業の表などに加えることはできないか。</p> <p>(理由)</p> <p>①近年、見附市においても、いじめ件数・不登校児童生徒数は増加の一途をたどっている。(市のHPから)。</p> <p>②小中学校の先生方は、業務の複雑化等により、いじめ・不登校等に対する十分な指導が困難な時もある、と推察される。このため、当該児童生徒には、包括的相談・多機関協働による総合的支援が望まれると思う。</p>	<p>国の示す包括的相談支援事業は介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず住民の相談を幅広く受け止めるというものであり、「いじめ・不登校」はどの分野にもなじまず、相談窓口として加えることは適当でないと考えますので、案のとおりとします。</p> <p>制度上は各相談支援事業者が持ち込まれた相談を断らずに受け止めて対応しますので、「いじめ・不登校」についても、相談があれば他の適切な機関へつないだり、多機関協働で関わっていくことはありうると思います。</p> <p>ただし、「いじめ・不登校」については、学校への相談に限らず、市では青少年育成セン</p>

		<p>ター、県では電話相談や LINE 相談など、現在は様々な相談窓口が用意されていますので、本人や家族の置かれている状況に応じて相談していただくことがよいと考えます。</p> <p>「ヤングケアラー」については福祉分野の包括的相談支援事業で関わっていく課題ですので、こども家庭センターや地域包括支援センターなどに相談していただきたいと考えます。</p>
7	<p>評価指標について</p> <p>P57 分野別計画では、それぞれの専門分野ごとに評価指標を定めている。分野別計画の上位に位置づけられている、この計画自体の目標に対応する評価指標は、どのようになるのか。</p>	<p>ご意見にあるとおり、分野別計画では具体的な数値目標や評価指標を定め、それぞれ管理しています。</p> <p>地域福祉計画においては数値としての指標は定めておりませんが、地域福祉計画策定推進委員会において、全体の進捗状況を見ながら、市の取組について成果や課題を検討していくこととしています。</p>
8	<p>条文について</p> <p>(1) P63 条文が違っている。 (2) 法律の改正時期の記載は可能か。</p>	<p>(1) ご指摘を受け、修正しました。 (2) 改正時期は P3 の文章中に「令和 3 年社会福祉法の改正により」と記載しておりますが、P61 以降の社会福祉法の抜粋部分については、最新の条文のみの記載といたします。</p>
9	<p>重層的支援会議について</p> <p>P51 重層的支援会議について、新たな会議を立ち上げるものと思料するが、文章を読んだだけではどのような体制になるのかが明確ではない。よって、本ページで「重層的支援会議」の体制についてある程度整理した方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見を受け、会議の役割や構成員等を「重層的支援会議」と「支援会議」の比較表により整理しました。</p>
10	<p>障がいのある者が集える場</p> <p>一人暮らしで身寄りがなく、障がいがある。相談場所や語り合える場を作ってほしい。</p>	<p>市内には相談場所として、市委託の障害者相談支援事業所が 3 カ所あります。また高齢の方であれば、地域包括支援センターでも相談をしていただけます。</p> <p>語り合える場所としては「地域活動支援センターあじさい」や、各コミュニティで行っ</p>

		<p>ている「ふれあいいきいきサロン」、社会福祉協議会が運営している「まちの縁側・ほんまち」などがあります。</p> <p>県や各種団体が実施している集いの場をご紹介できる場合もありますので、ご相談ください。</p>
--	--	--